

(要領様式第1号)

## 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

3長地環第5-7号

令和4年（2022年）10月24日

長野県長野地域振興局長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社ミノル産業 代表取締役 山下 浩史 長野県須坂市大字米持字横道 236 番地	
申請の区分（I）	産業廃棄物処分業の変更許可	
条例第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県須坂市大字米持字横道 236 番 2（切断施設） 長野県須坂市大字米持字清水沢 356 番 1（圧縮施設）
	②廃棄物の処理施設の種類	○廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の切断施設 ○紙くず、繊維くず、金属くずの圧縮施設
	③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
	④廃棄物の処理施設の処理能力	○切断施設 廃プラスチック類：211.904t/日（26.488t/h：8時間稼働） 紙くず：184.224t/日（23.028t/h：8時間稼働） 木くず：332.992t/日（41.624t/h：8時間稼働） 繊維くず：75.760t/日（9.470t/h：8時間稼働） 金属くず：639.488t/日（79.936t/h：8時間稼働） ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ：565.920t/日（70.740t/h：8時間稼働） がれき類：837.560t/日（104.695t/h：8時間稼働） ○圧縮施設 紙くず：108.000t/日（13.500t/h：8時間稼働） 繊維くず：43.200t/日（5.400t/h：8時間稼働） 金属くず：382.864t/日（47.858t/h：8時間稼働）
	⑤変更の概要（変更許可等の場合）	新 ○切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、金属くず、

		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 ○圧縮する産業廃棄物 紙くず、繊維くず、金属くず	ず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 ○圧縮する産業廃棄物 金属くず
条例第39条	⑩対象周辺地域の範囲	須坂市大字米持町、九反田町、境沢町、八幡町	
	⑪対象関係市町村長及び関係住民の範囲	○須坂市長 ○周辺地域に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ○周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者	
	⑫事業計画書(見解書)の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 株式会社ミノル産業 須坂市大字米持字横道 236 番地 (期間) 事業計画協議終了まで(土日・祝日その他休業日を除く。) (時間) 午前9時～午後5時	
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和4年11月20日(日) 午前9時から (場所) 米持町公会堂 須坂市大字米持 190 番地 1	
関係図書の縦覧	縦覧に供する場所	長野県長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	事業計画協議終了まで(土日・祝日その他の県の休日を除く。)	
	縦覧時間	午前8時30分～午後5時	

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第41条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17号	提出期限 令和4年12月20日(火)  提出先 〒382-0041 須坂市大字米持字横道 236 番地 株式会社ミノル産業 (意見書の写しを地域振興局にも提出できます)  写しの提出先 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 長野県長野地域振興局

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 条例第41条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所(地番の部分に限る)、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。